

# 保険法施行後の各生保会社の対応

～既契約者向けの対応と新契約者向けの対応～



保険・年金研究部門 主任研究員 小林 雅史

masashik@nli-research.co.jp

## 1—はじめに

2010年4月1日の保険法施行に伴い、生保各社は保険法に沿った約款改定・実務構築を行っている。保険法附則「旧損害保険契約・生命保険契約・傷害疾病定額保険契約に関する経過措置」では、施行前に締結された保険契約についても、保険法の規定のうち、片面的強行規定（保険法の規定を保険契約者不利に変更できない条項）・絶対的強行規定（保険法の規定を一切変更できない条項）の一部を適用すると規定しており、生保会社の約款面での対応としては、つぎの2点となる。

- (1)保険法施行前の保険契約者向けの、保険法の一部の内容が反映された、既契約の約款の一部を変更する約款（既契約遡及条項）の策定
- (2)保険法施行後の保険契約者向けの、保険法の全ての内容が反映された新たな約款（新契約約款）の策定

## 2—既契約遡及適用条項

保険法附則では、既契約にも遡及適用すべき条項として、

- ①重大事由による解除（片面的強行規定）
- ②保険給付の履行期（片面的強行規定）
- ③介入権（絶対的強行規定。既契約遡及適用条項では、「保険金等の受取人による保険契約の存続」との条文名とされることが多い）

等が定められており、生保各社の既契約遡及適用条項もおおむねこれに沿った内容となっている。

2010年5月12日現在の生保会社全47社中、自社ホームページ上、自社の保険法改正に関する既契約遡及適用条項の概要を開示する会社は全43社で、うち、既契約遡及適用条項の約款を開示する会社は全40社である（2010年5月20日現在、筆者調査）。また、既契約者向けには、こうしたホームページでの開示に加え、個別に通知する例が多いようである。

重大事由による解除の規定は、すでに約款で、疾病関係特約では1987年4月、主契約では1988年4月に導入されており、約款文言の異動を除けば、顧客に重大な影響は生じないものと考えられる。

保険給付の履行期の規定は、従来の約款では「事実の確認のため特に時日を要する場合を除き、請

求書類が生保会社に到着した日から5営業日以内に支払う」旨の規定が置かれていたが、保険法により、「事実の確認のため特に時日を要する場合」の明確化が必要となったことから、原則的な支払期間が適用されるケースと例外的な支払期間が適用されるケースを区分し、調査・確認事項や調査・確認期間の明確化が行われており、例えば捜査機関への照会などは最大180日とされているが、これも生保会社の実務に沿った規定の明確化と考えられ、顧客に重大な影響は生じないものと考えられる。

一方、介入権の規定については、保険契約者の債権者が保険契約を差し押さえた場合、保険契約者・被保険者の親族である保険金受取人が、保険契約者の同意を得て解除権者に解約返戻金相当額を支払えば保険契約は存続することが規定され、これまでの生保会社の約款・実務にない取扱であるため、該当するケースの顧客には影響があるものと考えられる。

### 3—新契約約款

生保会社は、新契約者向けには、保険法施行以前の一定の時期から、約款を切り替える対応を行っており、各社で2009年12月1日から保険法施行日である2010年4月1日までに切替を行っている。

保険法の規定のうち、片面的強行規定・絶対的強行規定（上記既契約にも遡及適用すべき条項以外には、告知義務違反による解除は、保険仲介者による告知妨害があった場合等にはできない旨の規定等が新設されている）については、当然のことながら各社ほぼ同様の規定であるが、保険法で任意規定（当事者間の合意により変更が可能な条項）とされた条項については、各社各様となっている。

保険法での任意規定としては、保険契約の締結時の書面交付（保険証券の発行）、保険金受取人の変更、遺言による保険金受取人の変更、保険金受取人の死亡等がある。

生保会社全47社中、自社ホームページ上、新契約約款を開示している19社では、全社が保険証券の発行を約款上規定しており、うち13社はその記載事項についても規定している。

保険金受取人の変更については、全社が保険会社への通知により死亡保険金受取人を変更できる旨規定しているが、うち1社は約款上、保険契約者を被保険者と同一人とした上で、死亡保険金受取人の範囲を制限（被保険者の戸籍上の配偶者、2親等内の親族、その他受取人として指定すべき相当の関係があると会社が認めた者）している。なお、高度障害保険金・入院給付金等については、被保険者に経済的損失が発生していることを踏まえ、被保険者を受取人とし、変更できないとする例が多い。

遺言による保険金受取人の変更については、全社が、保険契約者の相続人からの会社への通知を必要とし、その通知前に旧保険金受取人に保険金が支払われた場合は、会社に対抗できない（生保会社への請求はできない）旨規定している。

保険金受取人の死亡については、保険金受取人の法定相続人が新たな保険金受取人となると規定する会社が17社で、1社はこれに加えて保険金受取人の法定相続人がいない場合には、保険契約者が保険金受取人となると規定し、1社は約款で保険金受取人が死亡した場合の新たな保険金受取人の順序を定めている（被保険者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、被保険者の扶助によって生計を維持していた者、被保険者の生計を維持していた者の順）。新たに保険金受取人となった者が複数いる場合の受取割合は、均等とする会社が16社、法定相続割合とする会社が3社となっている。

保険法で新設された規定については、上記のとおり保険金受取人に関する条項も多く、今後、生保会社には保険契約者のみならず、保険金受取人も含む顧客への丁寧な制度説明、社会状況の変化等を踏まえた約款の不断の改善等が必要となろう。